



自転車指導啓発重点地区・路線（高知警察署）



◇地図◇



地理院地図（出典：国土地理院）を高知県警が加工し、作成。

◇選定理由等◇

	地区・路線	地区又は路線の名称	路線区間	延長距離 (m) <概数>	多い違反
①	路線	国道32号 県道 (桂浜はりまや線)	高知駅前～潮江橋北詰	500	並進
	【選定理由】 通勤・通学の自転車利用者が多く、特に朝方の時間帯は歩道を通行する歩行者と自転車が交錯している実態がある。				
②	路線	市道	清岡珊瑚店 ～帯屋町アーケード ～ひろめ市場前～県庁前 ～城西公園	1,600	通行禁止 (アーケード内通行) 右側通行
	【選定理由】 アーケード内(11～19時・通行禁止規制)を含む当該市道は、通勤通学及び買い物等での自転車利用者が多く、交通が輻輳している。				
③	路線	県道 (後免中島高知線) (北本町領石線) 市道	比島橋北詰 ～レクサス高知前～高知駅前 ～附属小南東交差点～入明駅	3,200	信号無視 一時停止
	【選定理由】 自転車利用者が多い路線であり、歩道上における自転車や歩行者の交通が輻輳している。				

◇自転車に関する交通事故の発生状況◇

(高知警察署管内・令和3年～令和7年)

区分	高知警察署管内			
		重点路線①	重点路線②	重点路線③
自転車関連事故	362件	9件	6件	30件

※各重点路線で重複する事故は、どちらか一方に計上

